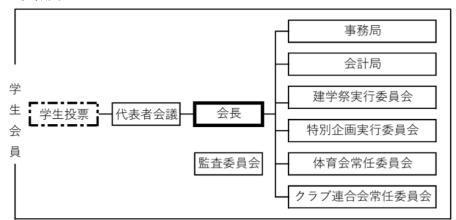
# 東海大学湘南学生会会則

#### 第1章 総則

# 前 文

東海大学湘南学生会は学生による学生のための大学つくりを行うことを活動方針とする。 我々は学生会活動を通して、自分の世界を広げ、個人の可能性を伸ばし、人間として成 長していくことを目的とする。

- 第1条 東海大学湘南学生会(以後、「本会」と称する)本部を東海大学湘南キャンパス に置く。
- 第2条 本会は東海大学湘南キャンパスに在籍する全学部生を持って構成する。
- 第3条 組織図



- 第4条 東海大学湘南キャンパス全学生(以後、「本会会員」と称する)は次の権利及び 義務を有する。
  - 1. 本会の諸機関に参加する権利
  - 1. 本会の会則を遵守し決定を守る義務
- 第5条 本会の代表として次の役職を設置する。
  - 1. 会長1名
- 第6条 本会に次の議決機関及び討議機関を設置する。
  - 1. 学生投票
  - 1. 代表者会議
- 第7条 本会を運営する為に次の機関を設置する。
  - 1. 監查委員会(監查業務担当)
  - 1. 事務局(事務担当)
  - 1. 会計局(会計業務担当)
  - 1. 建学祭実行委員会(建学祭の運営)
  - 1. 特別企画実行委員会(学生還元のための企画運営)
  - 1. 体育会(運動部活動の振興)

- 1. クラブ連合会(部活動の振興)
- 第8条 東海大学湘南学生会会則(以後、「本会会則」と称する)に定められた、役職、 機関、

団体は次の義務を有する。

- 1. 代表者会議によって決議された本会活動方針に沿って活動を行う義務
- 1. 本会会員に活動計画と活動結果の報告を行う義務
- 1. その他、本会の会則に定められた事項を行う義務

# 第2章 組織

- 第1節 会長
- 第9条 会長は次の職務を行う。
  - 1. 代表者会議の議長
  - 1. 本会の代表として東海大学学生会全学代表者会議への出席及び東海大学学生会全学代表者会議の提言による職務
- 第10条 会長の選出については、代表者会議の承認を経て、本会会員による選挙によって選出される。尚、副会長には各団体責任者が任命される。
- 第11条 会長が必要とした場合、副会長の中から最大2名、会長補佐を任命することが 出来る。

# 第2節 学生投票

- 第12条 本会最高の議決機関として学生投票を置く。
- 第13条 学生投票は次の場合に行わなければならない。
  - 1. 代表者会議が必要と認めた場合
- 1. 本会会員の50分の1以上の署名があり、此れを監査委員会が確認した場合第14条 学生投票の決議は、全有効投票数の過半数を超える賛成によって議決される。

#### 第3節 代表者会議

- 第15条 学生投票に次ぐ議決機関及び討議機関として代表者会議を置く。
- 第16条 代表者会議は次の者(以後、「代表」と称する)及び会長によって構成する。
  - 1. 監查委員長
  - 1. 事務局長
  - 1. 会計局長
  - 1. 建学祭実行委員長
  - 1. 特別企画実行委員長
  - 1. 体育会常任委員長
  - 1. クラブ連合会常任委員長

- 第17条 代表者会議は、代表が発言権、発議権、議決権を有する。
- 第18条 代表者会議に於いて、次の事項について話し合わなければならない。
  - 1. 本会の活動方針について
  - 1. 予算案について
  - 1. 決算の報告について
  - 1. 各構成団体の活動について
  - 1. その他、会員相互の意思反映となり得るもの
- 第19条 代表者会議は議長によって召集される。但し、召集の事務手続きは事務局が補 佐を行う。
- 第20条 代表者会議は、代表による開催要求があった場合に開催される。
- 第21条 代表者会議は代表者全員の出席を以って成立とし、代表者の三分の二を以って 議決とする。

### 第4節 監査委員会

- 第22条 本会の各役職、機関、特別機関及び団体の諸監査事務を行う為に、監査委員会 を設置する。
- 第23条 監査委員会は次の職務を行う。
  - 1. 本年度の役職、機関及び団体の物品監査
  - 1. 本年度の役職、機関及び団体の会計監査
  - 1. 本年度の役職、機関及び団体の活動監査
  - 1、その他、監査委員会が必要と認めたもの
- 第24条 監査委員長は、前年度監査委員長の推薦により、本会会員による選挙によって 選出される。又、監査委員は、監査委員長により任命される。

## 第5節 事務局

- 第25条 代表者会議を円滑に運営していく為に、事務局を設置する。
- 第26条 事務局は次の職務を行う。
  - 1. 代表者会議の議事運営補佐
  - 1. 代表者会議の議案作成事務
  - 1. 本会の事務
  - 1. 代表者会議が認めた事項
- 第27条 事務局は議事運営の為、書記を1名以上設置する。
- 第28条 事務局長は事務局内の互選により選出し、代表者会議で承認される。又、局員 は事務局長により任命される。

- 第6節 会計局
- 第29条 本会財政の管理統括を行う為、会計局を設置する。
- 第30条 会計局は、財政に関する職務を行う。
- 第31条 会計局長は会計局内の互選により選出し、代表者会議で承認される。又、局員 は会計局長により任命される。

#### 第7節 建学祭実行委員会

- 第32条 教育・研究発表の場、実践的教育の場として建学祭を開催する。この建学祭を 運営していく為に、建学祭実行委員会を設置する。
- 第33条 建学祭実行委員会は、建学祭に関する職務を行う。
- 第34条 建学祭実行委員長は建学祭実行委員会内の互選により選出し、代表者会議で承認される。又、委員は委員長により任命される。

#### 第8節 特別企画実行委員会

- 第35条 学生への還元を目的とする企画の立案実行のための機関として、特別企画実行 委員会を設置する。
- 第36条 特別企画実行委員会は、次の職務を行う。
  - 1. 企画の立案
  - 1. 代表者会議で議決された企画の運営
  - 1. 一般サークルの管理
- 第37条 特別企画実行委員長は特別企画実行委員会内の互選により選出し、代表者会議 で承認される。又、委員は委員長により任命される。

#### 第9節 体育会

- 第38条 人間形成を目指し、広く社会に貢献するために、体育会を設置する。
- 第39条 体育会常任委員会は次の職務を行う。
  - 1. 運動部活動の振興に関する職務
  - 1. その他、体育会の目的を達成するための必要な職務
- 第40条 体育会常任委員長は体育会内の互選により選出し、代表者会議で承認される。 又、委員は委員長により任命される。

#### 第10節 クラブ連合会

- 第41条 建学の精神に則り、大学の思想と科学の発展に寄与するために、クラブ連合会 を設置する。
- 第42条 クラブ連合会常任委員会は次の職務を行う。
  - 1. 部活動の振興に関する職務

- 1. その他、クラブ連合会の目的を達成するための必要な職務
- 第43条 クラブ連合会常任委員長はクラブ連合会の互選により選出し、代表者会議で承認される。又、委員は委員長により任命される。
- 第11節 東海大学学生会全学代表者会議事務局
- 第44条 東海大学学生会会則第6章による東海大学学生会全学代表者会議事務局員は、 全学代表者会議で任命される。

# 第3章 財政

- 第45条 本会の経費は東海大学学生会会則第8章による。
- 第46条 本会の会計については、本会が別に定める会計細則による。

## 第4章 細則

- 第1節 東海大学湘南学生会監査細則
- 第47条 監査委員会は本会会則に基づき、各構成団体の物品監査、会計監査及び活動監査を行い、その結果を代表者会議に報告しなければならない。
- 第48条 監査委員会は本会会則に基づき、各役職、機関、団体の活動が正しく運営されているか否かを随時検討し、違反が認められた場合は速やかに代表者会議に勧告の議案を提出する。
- 第49条 第48条に於ける違反とは次の通りである。
  - 1. 本会会則及び、その他各構成団体が遵守すべき制約や義務を履行する事無く、本会に支障が生じた場合。
- 第50条 勧告の内容に関しては代表者会議に一任する。尚、対処については大学に確認 をし、再度代表者会議で、議決をする。
- 第51条 翌年度本会役員選挙に於いて違反が見受けられた場合、監査委員会は翌年度本 会役員選挙の無効を宣言し、その結果を代表者会議に報告しなければならない。
- 第52条 監査委員会は会計監査に当たり、会計の収入及び支出に関して特に次の事項に 留意しなければならない。委細は会計規約に於いて別記定める。
  - 1. 支出については支出すべき事項に対して遺漏はないか、契約書、物品、購入書、領収書その他付属書類が完備されているか、その支出に誤りはないか。
  - 1. 支出の内容が本会会則の定める目的に適した用途で計上されているか。
  - 1. 収入額と支出額の対照整理は適切に行われているか。
  - 1. 監査委員会が指定した預金通帳の複写を照合し、整合性が認められるか。
- 第53条 監査委員会は各構成団体が不適当な目的で学生会費を使用した場合、その団体 に対して支出金の返納を要求する事が出来る。

- 第54条 各構成団体は監査委員会から発行された要望書に基づき、財産目録書、予算計画書、決算報告書、活動計画書、活動報告書及びその他監査委員会が要望した公文書等を監査委員会に提出しなければならない。
- 第55条 予算計画書、活動計画書、決算報告書は代表者会議に於いて討議され、承認を 得なければならない。又、活動報告書は代表者会議に於いて報告されなければ ならない。

## 第2節 東海大学湘南学生会会計細則

- 第56条 本会財政の管理統括は、会計局がおこなうものとする。
- 第57条 各役職、機関、団体は会計責任者を置き、各構成団体の代表者と共に金銭の管理及び所定の報告を行う。
- 第58条 本会の予算案は会計局が作成し、代表者会議の承認を得なければならない。
- 第59条 各構成団体は指定された期日迄に予算計画書を会計局に提出しなければならない。
- 第60条 各構成団体は予算計画書を作成する際、会計局と監査委員会の合同による予算 折衝を受けなければならない。又、予算折衝を受けていない各構成団体の予算 計画書は代表者会議に於いて審議することは出来ない。
- 第61条 各構成団体は収支決算報告書及び関係書類を設け、此れを保管し、指定された 期日迄に監査委員会に提出しなければならない。
- 第62条 各構成団体に残金が生じた場合、原則として活動年度末に収支決算報告書を添 えて会計局に一旦返納しなければならない。

#### 第3節 東海大学湘南学生会選挙細則

- 第63条 本細則は、学生投票、本会会長及び監査委員長の選挙について適用する。
- 第64条 本細則に於いて選挙に関する事務は、事務局が管理する。
- 第65条 学生投票は代表者会議の決定した期間内に行う。
- 第66条 学生投票及び役員選挙の期間は、少なくとも7日前に公示しなければならない。
- 第67条 投票は無記名式直接投票により行う。
- 第68条 投票は各議題につき、一人一票に限り、有効投票数の過半数の賛成票を以って、 決議及び信任される。
- 第69条 学生投票は賛成、反対、棄権の3種類とし、役員選挙は信任、不信任、棄権の3種類とする。

## 第4節 東海大学湘南学生会代表者会議議事細則

- 第70条 本会会則に則り、代表者会議は代表者の出席を以て、成立とする。
- 第71条 代表者は次の義務を負う。

- 1. 代表者会議に出席する義務
- 1. 東海大学湘南学生会代表者会議議事細則(以後、本細則と称する)を遵守し、 その目的達成に努力する義務
- 1. 代表者会議の場に於いて本会会員の意志反映を心掛け、その活動内容を選 出母体である会員に報告する義務
- 1. 代表者会議での発言、審議及び決定に責任を持ちその実施を監視する義務
- 第72条 議長は本会会則に則り会長が兼職し、書記は事務局が設置する。
- 第73条 本会会員は本会会則に則り、議長の承認を受け、代表者会議を傍聴する事が出来る。
- 第74条 代表者会議に於ける各代表の権利は平等である。
- 第75条 代表者会議に於いて次の団体は議題を提出することが出来る。但し、提出する 場合は原則として議案書作成以前に事務局へ議案を提出しなければならない。
  - 1. 監查委員会
  - 1. 事務局
  - 1. 会計局
  - 1. 建学祭実行委員会
  - 1. 特別企画実行委員会
  - 1. 体育会
  - 1. クラブ連合会
- 第76条 議案はすべて事務局の指定した期日迄に事務局に提出し、議案書を作成する。 議案書は代表者会議開催7日前迄に公布しなければならない。但し、議案書公 布日以前事務局への直接の相談が有り、且つ事務局長が正当な理由であると判 断した場合に限り、提出の遅れを認める。参考資料を要する議案の場合は、参 考資料も共に7日前迄に公布しなければならない。また、公的ではない理由、 心情等による公布・開示の延期はその一切を認めない。
- 第77条 議長による採決の宣告後、本会会則に則り代表者の三分の二を以て、議決とする。

#### 第5章 付則

- 第78条 役職の任期は原則として4月1日から3月31日迄とする。
- 第79条 本会では車両を所有し、管理は本会役員が務める。また代表者1名を決定し代表者会議で報告する。車両の使用は業務での使用のみとする。
- 第80条 本会則に明記されていない問題が発生した場合は、代表者会議の場で話し合い 必要な対策を決める。
- 第81条 本会会則の改正は、代表者会議の全会一致及び大学の承認を以って、改正する。

本会会則の公布、施行、改正日は以下の通りとする。

2024年 3月25日 公布

2024年 4月 1日 施行